

手話通訳者派遣を利用される方へ派遣にあたってのお願い

利用に際して下記の事項に留意してください。

1. 派遣申請について

- (1) 派遣対象となるものは、以下の通りです。下記以外の場合は**派遣対象外**となります。ご了承ください。
 - ①公共機関等において、相談、手続き等を行う場合
 - ②医療機関等において、診療、検査等を受ける場合
 - ③公共職業安定所等において、求職活動等を行う場合
 - ④学校、保育園等において、面談、手続き等を行う場合
 - ⑤住宅に関する相談、手続き等を行う場合
 - ⑥冠婚葬祭に関する相談、手続き等を行う場合
 - ⑦集会、講座、会議等に参加する場合
 - ⑧司法に関する相談、手続き等を行う場合
- (2) 派遣申請をするときは、派遣希望日の2週間以上前までに瀬戸市手話通訳者等派遣申請書（様式第8－3号）をご提出ください。
- (3) 緊急時に限り、派遣申請が事後に行われても申請を認めますので、緊急事態が発生し、通訳者の方に通訳をしていただいた場合は、その旨をご相談ください。
- (4) 派遣申請は窓口、FAX、メールにて受け付けております。申請書は市のホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。
- (5) 派遣内容について、通訳者の方がどのような通訳が必要となるか把握できるよう、具体的に記入してください。式典等でスケジュールが分かる場合・懇談等で話すお子様の進路希望が定まっている場合など、当日通訳するにあたって通訳者の方に知っておいていただいた方が良いでしょう。申請書と併せて資料等をご提出いただけると幸いです。

2. 派遣当日について

- (1) 申請書に記載していただいた待ち合わせ場所に待ち合わせ時間から30分経過してもいられない場合は、通訳者の方にお帰りいただきますので、ご了承ください。
- (2) 手話通訳者の方に予期せぬ対応を要望されますと通訳者の方に断られることがあるかと思いますが、派遣は申請書にて依頼されたものを行うことが前提となっておりますので、当日の対応について要望する可能性があるものに関しては申請書の派遣内容に記載してください。

3. 派遣に関するお問い合わせや連絡について

- (1) プライベートにて知り合いである通訳者の方の連絡先を知っていることもあると思いますが、派遣に関する申請・お問い合わせは個人間で行わないようお願いいたします。
- (2) 手話通訳者の方は市の業務として派遣活動をされています。そのため、派遣先で通訳者の方と連絡先交換を行うのはご遠慮ください。

4. その他

上記留意事項以外に疑問点等お問い合わせがありましたら、社会福祉課にてFAXまたはメールにて受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

【問い合わせ先】

瀬戸市役所 社会福祉課 障害福祉係

〒489-8701

瀬戸市追分町64番地の1

FAX 0561-88-2615

メール fukushi-tsuuyaku@city.seto.lg.jp